

学内図書相互利用書の利用について

「学際」という言葉の誕生を見たことによって、
も知れるように、特に研究分野の細分化の問題ひ
いては学問の間の問題が重視されるにおよび、そ
れに加えて情報の増加がともなう、文献の利用
形態も一部局から数部局へと広がらざるを得ない
状態になっている。

こうしたことから、学内相互利用の必要性が生
れ、京都大学での各種図書館(室)としても学生お
よび研究者のために、利用範囲の拡大が計られね
ばならないことは当然といわねばならない。従っ
て、すでに昭和43年度より附属図書館商議会の
議を経て「部局間の図書相互利用の促進」の下に、
「学内相互利用書」の様式が作成され実施されて
きた。

しかし、最近その相互利用書の発行・利用など
の過程で利用者および図書館(室)の双方に、取扱
いについての乱れが生じているという指摘が各方
面からあり、その正しい利用についてここに改め

てお知らせする必要があると思われるので、次に
その要点を列記し各位の認識の喚起をうながす次
第である。

記

1. 相手部局図書館(室)の図書閲覧貸出規則を
遵守すること。
1. 希望する図書が自己所属図書館(室)に所蔵
されているかどうかをよく調べること。
1. 希望する図書が現に相手部局図書館(室)に
在架していることを確認すること。
1. 「相互利用書」の使用は原則として発行当日
に限ること。
1. 「相互利用書」の㉔票は必ず発行した図書館
(室)に残すこと。
1. 返却に際しては、返却図書と引換えに渡され
る「相互利用書」の㉕票を発行した自己所属の
図書館(室)まで持参すること。

開架図書室の拡張

本館2階北側に位置する開架図書室は、ここ数
年来、改装、更に図書配架スペース拡張と、工事
の音が絶えなかった。本年も、昨年に引続いて図
書配架スペースの拡張工事が行われ、収容冊数が
23,750冊と、従来より約6,000冊増のスペース
が得られた。

昭和49・50年度にわたる指定図書費の配付、
これに加えて昭和50年度における学生用図書
費の大巾な増額が、関係当局及び大学の努力によ
り実現し、格段の資料の充実が行われたものである。
開架図書室としては、この冊数では甚だ不満足

なものであるが、既設の建物に加重する物理的な
面の制約などにより、これも止むをえない状況である。

今更いうまでもないが、利用者が直接、これら
資料に近付き、手にすることができる開架図書室
の充実、図書館の重要な機能の一つでもあるの
で、今後の課題として、内容の充実、利用面など
についても更に検討していきたい。

利用者の皆様には、拡張による座席の減少、工
事中の閉室など、御迷惑をおかけいたしましたこと
をお詫び申上げるとともに、ご理解をお願いいたし
たい次第である。